

掲 示

災害時における黒部河川事務所所管施設等の緊急的な 災害応急対策その1業務に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記2.の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記3.(3)-1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記3.(3)-2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

平成29年 2月 9日

北陸地方整備局

黒部河川事務所長

藤田 士郎

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 災害時における黒部河川事務所所管施設等の緊急的な災害応急対策
その1業務
- (2) 業務場所 黒部河川事務所管内
(別紙-1、別紙-2に示す黒部川直轄区域の5区域)
・右岸 河口 ～ 黒部川橋
・右岸 黒部川橋 ～ 愛本橋
・左岸 河口 ～ 黒部川橋
・左岸 黒部川橋 ～ 愛本橋
・両岸 愛本橋 ～ 湖面橋(右岸)、尾沼谷合流点(左岸)
- (3) 業務内容 本業務は、災害時における黒部河川事務所所管施設等(黒部川直轄河川区域)の緊急的な災害応急対策業務に関する支援を本公募により(2)に示す5つの区域ごとに締結する協定に基づき実施するものである。
- (4) 工 期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) その他 待機指示を行った場合の待機補償を行う。

2. 技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成29・30年度一般競争参加資格者で一般土木工事B又はC等級の認定を受けていること。

なお、上記認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することが出来る。この場合において、2.（1）及び（3）から（9）までに掲げる条項を満たしているときは、技術審査の時に於いて、2.（2）に掲げる北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望工種区分を一般土木工事として申請していること。なおその場合、受理されていることが確認できる書類の写しを提出すること。なお、平成29年4月1日時点において、上記申請に対して認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 一般土木工事B又はC等級にあつては、富山県東部地域（新川・富山（立山土木事務所）土木センター管内）に建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けた本社を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、上記の要件を満たしていること。

- (5) 平成14年度以降に元請として完成した工事で、黒部河川事務所発注の次のいずれかの工事の施工実績を有すること。ただし、評定点合計が65点未満のものを除く。

河川工事における築堤工事、護岸工事、根固工事、水制工事、床止工事、樋門樋管工事、堰水門工事、揚排水機場工事。

- (6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- (7) 単体の実績をもって経常建設共同体で応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- (8) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所： 北陸地方整備局 黒部河川事務所 工務課

〒938-0042 富山県黒部市天神新173

TEL 0765-52-4669 内線 311

交付期間： 平成29年2月9日（木）から平成29年2月21日（火）までの午前9時から午後4時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間： 平成29年2月22日（水）から平成29年2月23日（木）までの2日間とし、午前9時から午後4時までとする。

受付場所： 北陸地方整備局 黒部河川事務所 工務課

〒938-0042 富山県黒部市天神新173

TEL 0765-52-4669 内線 311

提出方法： 提出部数は1部とし、持参するものとする。（郵送等又は電送による提出は認めない。）

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査し、別紙-2の技術審査基準を基に選定する。

1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a) 指名停止 (b) 契約違反 (c) 一括下請等 (d) 排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f 平成29・30年度一般競争参加資格者（平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格確認申請書受理者含む）で一般土木工事B及びC等級以外

2) 技術的要件等

- a 技術的特性 (a) 施工実績 (b) 技術者評価
- b 地理的条件
- c 出勤所要時間
- d 常用労務者数
- e その他 (a) 安全、労働福祉

他の区域で協定締結の相手方として指名された場合は、協定締結を辞退することができる。この場合、上記3.(3)-2の「技術的要件等」の審査で次点の者を指名する。

4. その他

- (1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して7日（「休日」は含まない。）以内とする。この場合これらを理由に以降の指

名等について不利益な取扱いはしない。

(2) 技術資料に関する問い合わせ先

北陸地方整備局 黒部河川事務所 工務課

〒938-0042 富山県黒部市天神新173

TEL 0765-52-4669 内線 311

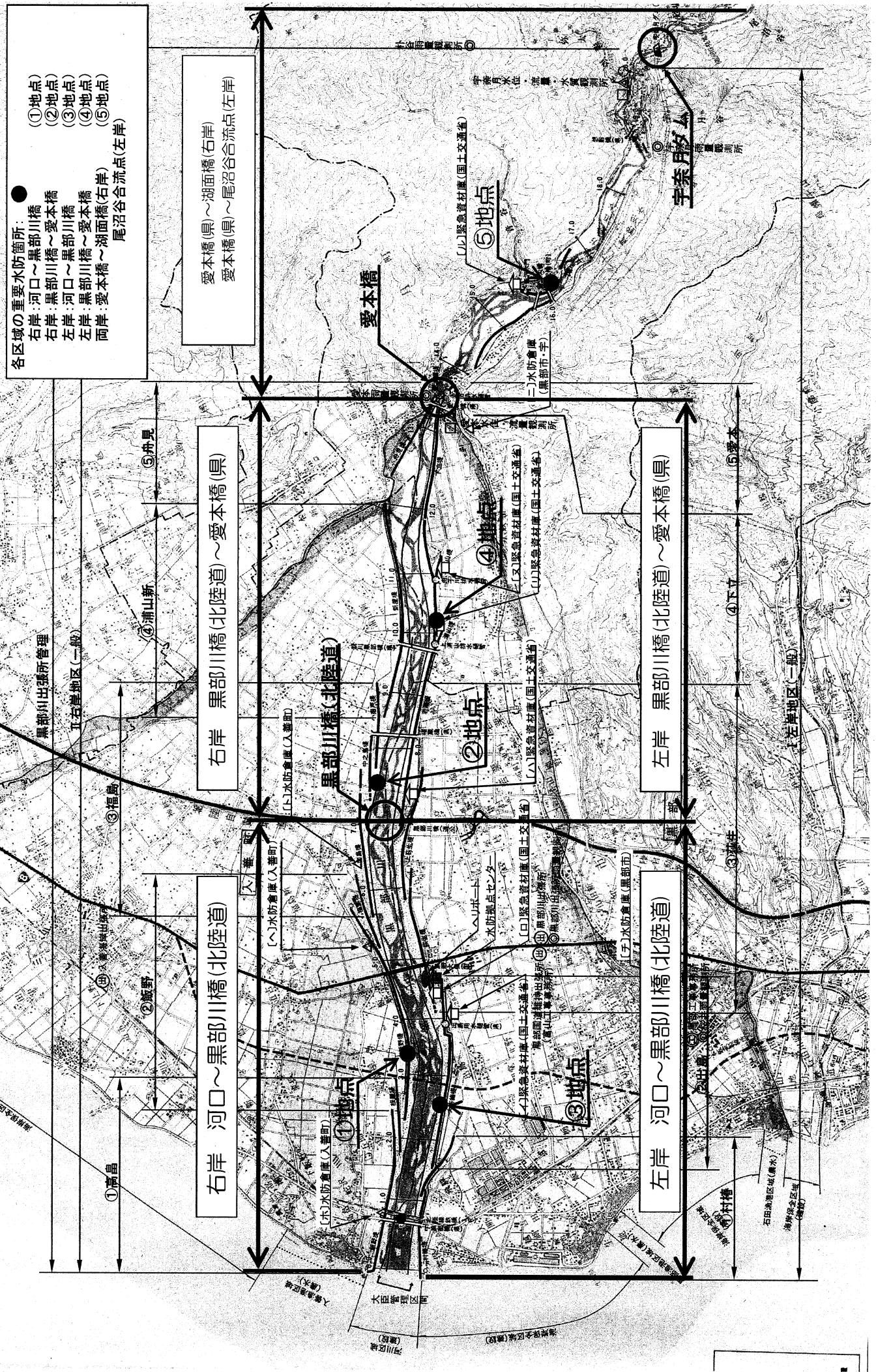
(3) 技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

(4) 1. (2)に示す5つの区域のうち、1つの区域において応募者がいない場合は、技術資料提出者の中からAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、技術資料作成要領の様式－3 1. 出勤所要時間に記載された想定危険箇所にかかわらず、協定締結の相手方として指名することがある。

(5) 本業務に係る協定締結は、平成29年3月27日を予定している。

黒部川災害応急対策区域分割図



技術審査基準

評価項目	選定の着目点	3A	2A	A	B	C
①地理的条件	(1) 本社の所在地			イ) 富山県東部地域に本社がある。		
②施工実績	(1) 同種工事の施工実績 (過去15年間)			イ) 黒部河川事務所発注の施工実績がある。		ハ) 実績無し
③技術者評価	(1) 同種工事の工事経験を有する会社の技術者数			イ) 黒部河川事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名以上	ロ) イ)、ハ) 以外	ハ) 資格がない又は工事経験がない
④安全・労働福祉	(1) 安全管理に関する表彰 (過去2年間)			イ) 表彰有り。	ロ) 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までに、文書注意、警告又は指名停止の措置を受けた場合 ハ) 表彰無し	
	(2) 建退協の加入状況			イ) 加入している	ロ) 加入していない。	
⑤工事成績	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務)に關すること(を除く)における平成26年度、27年度の一般土木工事の工事成績評定の平均点。 JV時及び単体時の工事成績も評価の対象とする。	イ) 80点以上	ロ) 75点以上80点未満	ハ) 70点以上75点未満	ニ) 65点以上70点未満又は実績なし	ホ) 65点未満
⑥出勤所要時間又は距離	出勤所要時間と緊急的な応急対策の実施関係			イ) 出勤所要時間1時間未満又は20km未満	ロ) イ) 以外	
⑦建設資機材等	緊急的な災害応急対策の実施関係(常用作業員数) ※建設機械の保有状況を考慮しても良い。			イ) 常用作業員10名以上	ロ) イ) 以外	
⑧不誠実な行為・安全管理に係る措置期間終了後の措置	不誠実な行為安全管理に係る措置を受けた者が対象 注) 審査日は、入札・契約手続き運営委員会の開催日とする。		イ) ー2A ・審査日時点で、措置期間終了日の翌日から起算して当該措置期間と同期間内の場合	ロ) ーA ・審査日時点で、イ)の期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合 ハ) ーA ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合		

評価方法 (1)②、③、⑤でCが一つでもあれば非指名とする。

(2) 項目①～⑧のAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、順位付けする。